

ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書

国土交通省道路局（以下「甲」という。）、国土交通省国土技術政策総合研究所（以下「乙」という。）、国土交通省近畿地方整備局（以下「丙」という。）、国立大学法人神戸大学（以下「丁」という。）及び沖電気工業株式会社（以下「戊」という。）は、ETC2.0 データと民間企業が所有するデータの共有による実証実験（以下「実証実験」という。）を行うため、役割分担等について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、ETC2.0 データと民間企業が所有するデータを官民で共有することにより、新たな施策またはサービスを創出し、道路交通の課題解決及び地域モビリティの進展等を図るため、甲、乙、丙、丁及び戊が共同して実施する実証実験に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置された ETC2.0 路側機と車両に設置された ETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を統計処理したものをいう。

2 本協定における「民間データ」とは、バス情報による戊所有のデータをいう。

3 本協定における「共有データ」とは、実証実験において甲、乙、丙、丁及び戊で共有される ETC2.0 データ、民間データ並びに ETC2.0 データ及び民間データを統合し加工することによって生成されるデータをいう。

（相互協力）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊は、実証実験の実施にあたり、相互に協力するものとする。

（適用範囲）

第4条 本協定の範囲は、丙が主催する地域道路経済戦略研究会近畿地方研究会（以下「研究会」という。）における目的を達成するために必要な共有データに関する処理、分析、加工及び管理に関するものに限るものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

（役割分担）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊の役割分担は、次のとおりとする。

一 甲は、本協定及び実証実験を統括する。

二 乙は、甲、丙及び丁からの意見、戊からのニーズ等を踏まえ、ETC2.0 データの作成、ETC2.0 システムの改善策の検討等を行う。

三 丙は、戊からのニーズの調査並びに共有データの処理、分析、加工及び管理等（丁が行うものを除く。）を行うとともに、研究会に実証実験のデータや成果を報告し意見を聴取する。

四 丁は、甲、乙、丙及び戊との実証実験により得られた成果及び自ら持ち得る知見を踏ま

え、共有データに関する当事者間のニーズのマッチング及び実証実験の目的を達成するための共有データの活用方策について検討を行うとともに、これらに関連した共有データの分析及び加工を行う。

五 戊は、実証実験の目的に合致したデータを生成するために、甲、乙、丙及び丁に対し民間データを提供するとともに、統合加工にあたって必要となるETC2.0データの期間、属性、処理、分析、加工及び管理について調整する。また、戊は、生成された共有データを用いたバス情報提供サービスの検証を行う。

(費用の負担)

第7条 甲、乙、丙、丁及び戊は、実証実験の目的を達成するため、実証実験の実施に必要な費用について各々負担する。ただし、本協定と別に定める場合は、この限りでない。

(成果等の取扱い)

第8条 戊は、ETC2.0データ及び第6条により提供された民間データと統合利用するために生成された共有データの取り扱いについて甲、乙、丙、丁及び戊以外の者（以下「第三者」という。）への再委託を希望する場合、あらかじめ甲、乙、丙及び丁に再委託する内容を書面にて提出し、甲、乙、丙及び丁から書面により同意を得た場合に限り、第4条に定める適用範囲において、第三者に対して、共有データを共有できるものとする。

2 戊は、共有データについて、協定期間に限り、本サービスを実用化するために必要な処理、分析、加工及び管理を行うことができるものとする。

3 甲、乙、丙、丁及び戊は、実証実験により得られたデータや成果（以下「本成果等」と総称する。）を共有するものとする。また、共有データの配信に関して、自己が有用と判断する事項について、あらかじめその旨を他の4当事者に報告するものとする。

4 甲、乙、丙、丁及び戊は、共有データ及び本成果等については、公表し、又は第三者へ提供することが必要となった場合は、あらかじめその旨を他の4当事者に書面で通知し、承諾を得るものとする。この場合において、公表又は第三者へ提供するETC2.0データを活用して得られたデータ及び本成果等については、加除修正を行わないものとする。ただし、甲、乙、丙、丁及び戊の間で合意を得た場合は、この限りでない。

5 甲、乙、丙、丁及び戊は、公表又は第三者への情報提供に際し、第三者に損害を与え、又は第三者と争議を生じた場合は、第三者に情報を提供した者が責任を持って解決するものとする。本項に基づく義務は、協定期間の終了後も引き続きその効力を有するものとする。

6 甲、乙、丙、丁及び戊は、情報の精度については、互いにその責任を負わないものとする。

7 丁及び戊は、実証実験に関し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を行使する場合は、その使用に関する責任を負う。

(秘密保持)

第9条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本協定に基づいて実施される実証実験において、第三者より書面により開示請求を受けた情報であって、当該開示請求の時点において秘密として管理（秘密である旨の表示があることをいう。）されているもの（以下「秘密事項」という。）について、当該当事者の書面による事前の同意を得ずして秘密事項を第三者に漏らしてはならず、かつ、本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲、乙、丙、丁又は戊が、司法手続又は法令等に基づき開示する場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

一 開示請求の時点で公知となっており、又は開示請求を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報

二 開示請求の時点で開示請求を受けた当事者が既に保有していた情報

三 開示請求を受けた当事者が第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

四 開示請求を受けた当事者が秘密情報を参照することなく独自に開発した情報

3 本条に基づく秘密保持等の義務は、協定期間が終了してから1年間はなおその効力を有するものとする。

(禁止事項)

第10条 丁及び戊は、第6条に基づき提供されたETC2.0データを活用して、以下の行為を行ってはならない。

一 当該ETC2.0データと他のデータを照合すること等によって、個人を特定しようとする行為

二 犯罪若しくは犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為

三 法令若しくは公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

(データの消去)

第11条 甲、乙、丙、丁及び戊は、協定期間が終了した際には、速やかに共有データを消去するものとする。また、第三者に共有データを提供していた場合は、速やかに消去されたことを確認するものとする。ただし、甲、乙、丙及び丁との間で別途データ消去に関する協議がなされている場合は、この限りでない。

(協定の変更又は中止)

第12条 本協定の内容を変更又は中止する必要がある場合には、甲、乙、丙、丁及び戊にて協議の上、変更又は中止する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁にて協議の上、定めるものとする。

2 甲、乙、丙及び丁において令和元年8月9日に交わした「ETC2.0データと民間企業が所有するデータとの共有による実証実験に関する協定書」は本協定に代えるものとする。

本協定の証として、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年5月12日

甲 国土交通省道路局長

池田 豊人



乙 国土交通省国土技術政策総合研究所長

伊藤 正秀



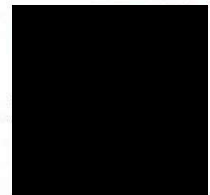
丙 国土交通省近畿地方整備局長

井上 智夫



丁 国立大学法人神戸大学契約担当役事務局長

吉田



戊 沖電気工業株式会社社会インフラソリューション事業部長



国道交シ第92号
令和3年3月26日

国土交通省国土技術政策総合研究所長
天野 邦彦 殿

国土交通省道路局長
吉岡 幹夫
(公印省略)

ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書
第12条に基づく協議

令和2年5月12日付けで締結したETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書（以下、「協定書」という。）について、下記のとおり協議します。

なお、同意いただける場合は、別紙の同意書に記名押印のうえ、提出願います。

記

1. 協定書第2条第1項

現行) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置されたETC2.0 路側機と車両に設置されたETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を統計処理した甲保有のデータをいう。

変更) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置されたETC2.0 路側機と車両に設置されたETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を秘匿化処理した甲保有のデータをいう。

2. 協定書第5条

現行) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

変更) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

3. 上記以外の条文は変更しない。

以上

国道交シ第93号
令和3年3月26日

国土交通省近畿地方整備局長
溝口 宏樹 殿

国土交通省道路局長
吉岡 幹夫
(公印省略)

ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書
第12条に基づく協議

令和2年5月12日付けで締結したETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書（以下、「協定書」という。）について、下記のとおり協議します。

なお、同意いただける場合は、別紙の同意書に記名押印のうえ、提出願います。

記

1. 協定書第2条第1項

現行) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置されたETC2.0 路側機と車両に設置されたETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を統計処理した甲保有のデータをいう。

変更) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置されたETC2.0 路側機と車両に設置されたETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を秘匿化処理した甲保有のデータをいう。

2. 協定書第5条

現行) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

変更) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

3. 上記以外の条文は変更しない。

以上

国道交シ第94号
令和3年3月26日

国立大学法人神戸大学契約担当役事務局長
吉田 潔 殿

国土交通省道路局長
吉岡 幹夫
(公印省略)

ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書
第12条に基づく協議

令和2年5月12日付けで締結したETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書（以下、「協定書」という。）について、下記のとおり協議します。

なお、同意いただける場合は、別紙の同意書に記名押印のうえ、提出願います。

記

1. 協定書第2条第1項

現行) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置されたETC2.0 路側機と車両に設置されたETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を統計処理した甲保有のデータをいう。

変更) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置されたETC2.0 路側機と車両に設置されたETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を秘匿化処理した甲保有のデータをいう。

2. 協定書第5条

現行) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

変更) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

3. 上記以外の条文は変更しない。

以上

国道交シ第95号
令和3年3月26日

沖電気工業株式会社
社会インフラソリューション事業部長
[REDACTED] 様

国土交通省道路局長
吉岡 幹夫
(公印省略)

ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書
第12条に基づく協議

令和2年5月12日付けで締結したETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書（以下、「協定書」という。）について、下記のとおり協議します。
なお、同意いただける場合は、別紙の同意書に記名押印のうえ、提出願います。

記

1. 協定書第2条第1項

現行) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置されたETC2.0 路側機と車両に設置されたETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を統計処理した甲保有のデータをいう。

変更) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置されたETC2.0 路側機と車両に設置されたETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を秘匿化处理した甲保有のデータをいう。

2. 協定書第5条

現行) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

変更) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

3. 上記以外の条文は変更しない。

以上

国土交通省道路局長
吉岡 幹夫 殿

国土技術政策総合研究所長
天野 邦彦
〈〈公印省略〉〉

ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書
第 12 条に基づく変更について

令和 3 年 3 月 26 日付け国道交シ第 88 号及び、同 92 号にて協議のあった「ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書／令和 2 年 5 月 12 日付（以下、「協定書」という。）」について、下記のとおり変更することに同意する。

記

1. 協定書第 2 条第 1 項

現行) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置された ETC2.0 路側機と車両に設置された ETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を統計処理した甲保有のデータをいう。

変更) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置された ETC2.0 路側機と車両に設置された ETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を秘匿化処理した甲保有のデータをいう。

2. 協定書第 5 条

現行) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

変更) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

3. 上記以外の条文は変更しない。

以上

ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書
第 12 条に基づく変更について

令和 2 年 5 月 12 日付けで締結した ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書（以下、「協定書」という。）について、協議のうえ、下記のとおり変更することに同意する。

記

1. 協定書第 2 条第 1 項

現行) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置された ETC2.0 路側機と車両に設置された ETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を統計処理した甲保有のデータをいう。

変更) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置された ETC2.0 路側機と車両に設置された ETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を秘匿化处理した甲保有のデータをいう。

2. 協定書第 5 条

現行) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

変更) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

3. 上記以外の条文は変更しない。

以上

令和 3 年 3 月 26 日

国土交通省道路局長

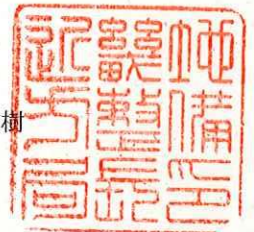
吉岡 幹夫

国土交通省国土技術政策総合研究所長

天野 邦彦

国土交通省近畿地方整備局長

溝口 宏樹



国立大学法人神戸大学契約担当役事務局長

吉田 潔

沖電気工業株式会社社会インフラソリューション事業部長



ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書
第 12 条に基づく変更について

令和 2 年 5 月 12 日付けで締結した ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書（以下、「協定書」という。）について、協議のうえ、下記のとおり変更することに同意する。

記

1. 協定書第 2 条第 1 項

現行) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置された ETC2.0 路側機と車両に設置された ETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を統計処理した甲保有のデータをいう。

変更) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置された ETC2.0 路側機と車両に設置された ETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を秘匿化処理した甲保有のデータをいう。

2. 協定書第 5 条

現行) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

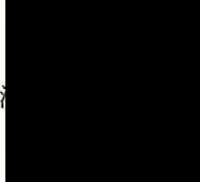
変更) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

3. 上記以外の条文は変更しない。

以上

令和 3 年 3 月 30 日

国立大学法人神戸大学契約担当役事務局長

吉田 

ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書
第 12 条に基づく変更について

令和 2 年 5 月 12 日付けで締結した ETC2.0 データと民間データとの共有による実証実験に関する協定書（以下、「協定書」という。）について、協議のうえ、下記のとおり変更することに同意する。

記

1. 協定書第 2 条第 1 項

現行) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置された ETC2.0 路側機と車両に設置された ETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を統計処理した甲保有のデータをいう。

変更) 本協定における「ETC2.0 データ」とは、道路上に設置された ETC2.0 路側機と車両に設置された ETC2.0 車載器との間の通信により収集された車両の情報、走行履歴情報及び挙動履歴情報を秘匿化处理した甲保有のデータをいう。

2. 協定書第 5 条

現行) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

変更) 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

3. 上記以外の条文は変更しない。

以上

令和 3 年 3 月 26 日

沖電気工業株式会社

ソリューションシステム事業本部

社会イン  システム事業部長

